

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

新型コロナウイルスによる感染症は世界各地で拡大しており、国内においても感染者数の増加に伴い、本年4月7日に7都府県に、16日に全ての都道府県に対して緊急事態宣言が発令されている。国民は感染拡大を防止し命を守るため、日常生活や事業活動において様々な自制を余儀なくされているものの、未だ収束の見通しが立たない状況にある。

本市では現時点で感染者の確認はないものの、長崎県内の感染者数は17名で、長崎市に停泊中の大型クルーズ船「コスタ・アトランチカ」においては、148人の集団感染が確認されている。近隣自治体における感染者の確認は西海市民に大きな不安を与えており、また、国を挙げた感染拡大防止策としての生活面における様々な制約により、本市の地域経済にも深刻かつ重大な影響が及んでいる。

現在、本市においても新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、対策が講じられているところであるが、その着実な推進とともに、市民の健康面及び経済面における不安を払拭し、市民の安心・安全をより強固なものとするため、下記の事項について要望する。

要望事項

- 1 根拠のない誤った情報の流布により市民に不安や混乱が生じることがないよう、新型コロナウイルス感染症に関する情報を逐次正確かつ迅速に市民に提供し、不安と混乱の解消を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制（無症状者及び軽症者の療養体制を含む。）について、市民に周知を図ること。
- 3 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う農林水産業を含む市内事業者全体の経済的影響の実態を把握し、各種支援制度の周知を図るとともに、市独自の相談及び支援体制を充実させること。
- 4 市内学校の休業措置に伴う放課後児童クラブ等児童の受入れ先に対し、必要な財政支援及び逼迫している人的体制の支援策を講ずること。また、学校、保育園、放課後児童クラブ等における感染不安を払拭するため、必要な措置を講ずること。
- 5 市内老人福祉施設、障害者支援施設その他の社会福祉施設における感染不安を払拭するため、必要な財政支援と措置を講ずること。

令和2年5月1日

西 海 市 議 会 議 長 平 野 直 幸

